



福岡医発第1910号(地)
平成28年10月 5日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

E型肝炎発生届受理時の検体の確保等について

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第12条第1項の規定によるE型肝炎に係る届出数は、平成24年以降、全国において年間150例前後で推移してきましたが、今年は例年に比して増加しており、第28週までに既に233例の届出がっております。

E型肝炎については、感染後の潜伏期間が長く、その感染経路も多岐に渡りますが、感染源の共通性を見出すためには、患者の糞便等から分離されるウイルス株について、分子疫学的手法を用いた解析を行い、集団発生の動向を確認することが極めて重要であります。

今般、このような状況を踏まえ、厚生労働省ではE型肝炎の原因となるウイルスについて、E型肝炎患者検体(便、血清)等からのウイルス株塩基配列の収集と解析を行い、原因ウイルス情報を共有し、効果的・効率的な診断・治療・予防を推進することを目的に、別紙実施要領のとおり「E型肝炎ウイルス等の遺伝子情報の集約・解析による調査」を実施する旨、別添のとおり同省健康局結核感染症課長及び医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課長より福岡県保健医療介護部を通じて連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員に対してE型肝炎患者の発生について最寄りの保健福祉(環境)事務所へ届け出た場合には、当該患者に係る調査及び検体の提供にご協力いただきますよう周知方よろしく願いいたします。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 田中泰之
会長 白石恒明

28保衛第1623号
平成28年9月2日

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県病院協会長
一般社団法人福岡県私設病院協会長
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長
一般社団法人福岡県精神科病院協会長

殿

福岡県保健医療介護部長
(保健衛生課)

E型肝炎発生届受理時の検体の確保等について

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、厚生労働省健康局結核感染症課長及び医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課長からE型肝炎ウイルス等の遺伝子情報の集約・解析による調査を実施する旨の通知が別添（写）のとおりありましたのでお知らせします。

つきましては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第12条に基づき、E型肝炎患者の発生について最寄りの保健福祉（環境）事務所へ届け出た場合は、同法第15条の規定に基づく当該患者に係る調査及び検体の提供に御協力いただきますよう、貴会会員に対し周知していただきますようお願いいたします。

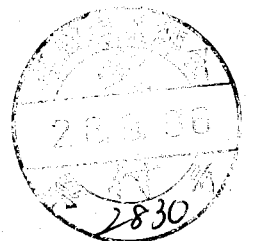
(担当)

保健医療介護部保健衛生課

感染症係 林田

TEL:092-643-3268

FAX:092-643-3282



健感発 0816 第 3 号
生食監発 0816 第 2 号
平成 28 年 8 月 16 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課長

E型肝炎発生届受理時の検体の確保等について

日頃より感染症の発生動向調査等への御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 12 条第 1 項の規定による E型肝炎に係る届出数は、平成 24 年以降、年間 150 例前後で推移してきましたが、今年は例年に比して増加しており、第 28 週までに、既に 233 例の届出がありました。

E型肝炎については、糞便中にウイルスが排出され、主に汚染された水や、食品等を介して経口的に感染することから、感染症法及び食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の双方の観点から必要な対応を行うようお願いしているところですが、感染後の潜伏期間が長く、その感染経路も多岐に渡ることから、聞き取りによる感染源の遡り調査が、非常に困難な場合が見受けられます。

このような状況において、感染源の共通性を見出すためには、患者の糞便等から分離されるウイルス株について分子疫学的手法を用いた解析を行い、集団発生の動向を確認することが極めて重要となります。

つきましては、感染症及び食中毒の調査における原因究明及び発生予防の観点から、E型肝炎の発生届を受理した場合には、ウイルス株の分子疫学的手法による解析が実施できるよう、別添実施要領を参照し、患者の糞便等検体の確保及び提出、E型肝炎ウイルスの汚染が疑われる食品や環境中等から検出されたウイルス解析情報の提出等をお願いします。また、引き続き、感染症対策主管部（局）及び食品衛生主管部（局）の間で連携を図りつつ、感染症法第 15 条に基づく積極的疫学調査を速やかに実施して頂くことにつきましても、特段のご配慮をお願いします。

なお、分子疫学的手法による検査方法に関する照会（PCR プライマー及び陽性コントロールの供与についての相談を含みます。）は、以下の連絡先をお願いします。

国立感染症研究所ウイルス第二部第五室長 石井孝司

電話番号 042-561-0771

電子メールアドレス kishii@nih.go.jp

（検査方法）<http://www0.nih.go.jp/niid/reference/HE-manual.pdf>

E型肝炎ウイルス等の遺伝子情報の集約・解析による調査実施要領

平成 28 年 8 月 16 日
国立感染症研究所

1. 調査概要

E 型肝炎については、近年その発生数が増加しているが、感染後の潜伏期間が長く、その感染経路も多岐に渡ることから、個別の感染経路の究明は困難な場合が多い。このような状況において、感染源の共通性を見出すためには、患者の糞便等から分離されるウイルス株について、分子疫学的手法を用いた解析を行い、集団発生 of 動向を確認することが極めて重要となる。しかし、わが国における E 型肝炎ウイルス (HEV) の感染実態の分子疫学的調査は未だ十分とは言えない。

かかる状況を踏まえ、E 型肝炎の原因となる HEV について、E 型肝炎患者検体 (便、血清) やウイルス汚染が疑われる食品検体からのウイルス株塩基配列の収集と解析を行い、原因ウイルス情報を共有し、効果的・効率的な診断・治療・予防を推進する。

2. 実施方法

【検体等】

自治体に報告された E 型肝炎事例の患者の便、血清

自治体の食中毒調査で HEV の汚染が疑われる食品、またはその解析情報

その他環境中等から検出された HEV の解析情報

【採材方法】

- 食品や糞便等検体の容器：食品の場合は特に指定容器はない。糞便の場合は通常使用される採便容器、採便管等に糞便を採取する。血清はクライオチューブ、エッペンドルフチューブ等を用いる。

(採便容器の例：<https://axel.as-1.co.jp/asone/d/0-1762-01/>)

- 糞便の場合約 1 グラム程度、血清の場合約 1ml 程度。発症期間中の検体が望ましい。
- 保存条件：1 週間程度までは冷蔵で保存する。さらに長期間保存する場合は-20℃の冷凍庫で保存することが望ましい。

【送付方法】

検体は冷凍または冷蔵の上、感染研にゆうパックで送付する。輸送費用は感染研が負担する。また、解析情報については、下記送付先まで電子メールにより送付する。なお、検体を送付する際には、平成 24 年 3 月 15 日付け健感発 0315 第 1 号「感染症発生動向調査事業等においてゆうパックにより検体を送付する際の留意事項について」に留意すること。

(送付先)

〒208-0011

住所：東京都武蔵村山市学園 4-7-1

担当者名：石井 孝司 (ウイルス第二部第五室長)

連絡先：kishii@nih.go.jp

【調査事項】

別紙様式に定める事項について、聞き取り等により可能な限り調査し、検体とともに送付する。

【解析方法】

検体から核酸を抽出し、HEV に特異的な PCR プライマーを用いてウイルス核酸の増幅を行う。増幅できた場合には **direct sequence** 等によりウイルス配列を決定する。また、必要に応じてリアルタイム PCR により検体中のウイルス量の定量を行う。本解析は基本的には感染研で実施するが、各自治体での解析が可能な場合には自治体で行う。得られた配列情報を元に積極的疫学調査を行い、我が国における流行状況の把握に努める。また、解析結果は NESFD 等を用いて各自治体間で共有する。

別紙様式

自治体名		
検体 No.		
検体採取日		
検体の種類	汚染が疑われる食品 ・ 糞便 ・ 血清 ・ その他()	
調査対象	食中毒事例 ・ 肝炎感染事例	
患者の詳細		
	ID※	
	性別	
	年齢	
	症状	
備考		

※発生動向管理番号(発生年の数字から始まる9ケタの番号。一般にNESID IDという。)